

県立総合医療センター機能強化基本構想検討委員会設置要綱

(設 置)

第1条 県立総合医療センターが今後とも起こりうる新興感染症や県民の多様化・高度化する医療ニーズなどに対応し、将来にわたって本県医療の中核的役割を果たしていくため、機能強化の在り方等について、専門的な意見等を集約し、基本構想に反映することを目的として、県立総合医療センター機能強化基本構想検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討するものとする。

- (1) 県立総合医療センターの果たすべき役割に関すること
- (2) 県立総合医療センターの機能強化に関すること
- (3) その他基本構想策定に必要な事項

(組 織)

第3条 委員会は、別表に掲げる委員をもって組織する。

- 2 委員は、医療を受ける立場にある者、医療を提供する立場にある者及び学識経験を有する者のうちから、知事が委嘱する。

(任 期)

第4条 委員の任期は、基本構想の策定までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選とし、副委員長は、委員長の指名とする。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を助け、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会 議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員長は、必要に応じて、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶 務)

第7条 委員会の庶務は、山口県健康福祉部医務保険課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年5月23日から施行する。

(別表)

委員名簿

	役職名	氏名
1	山口県精神科病院協会会長	稲野 秀
2	山口県市長会会長	井原 健太郎
3	一般社団法人山口県医師会常任理事	沖中 芳彦
4	公益社団法人山口県歯科医師会副会長	下村 明生
5	国立大学法人山口大学医学部附属病院病院長	杉野 法広
6	公立大学法人山口県立大学学長	田中 マキ子
7	国立大学法人山口大学経済学部特命教授	中田 範夫
8	公益社団法人山口県看護協会会長	西生 敏代
9	一般社団法人山口県病院協会副会長	馬場 良和
10	国立大学法人山口大学大学院医学系研究科 呼吸器・感染症内科学講座教授	松永 和人
11	地方独立行政法人山口県立病院機構 山口県立総合医療センター院長	武藤 正彦
12	一般社団法人山口県薬剤師会会長	吉田 力久
13	山口県地域消費者団体連絡協議会会長	吉富 崇子

※五十音順